

## 第 1 4 1 号議案

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区創業支援施設条例の一部を改正する条例

足立区創業支援施設条例（平成 1 5 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

足立区千住仲町創業支援館	東京都足立区千住仲町 2 4 番 2 号
--------------	----------------------

」

を

「

足立区千住仲町創業支援館	東京都足立区千住仲町 2 4 番 2 号
足立区千住一丁目創業支援館	東京都足立区千住一丁目 4 番 1 号

」

に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「創業支援施設」を「足立区千住仲町創業支援館（以下「千住仲町創業支援館」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 足立区千住一丁目創業支援館（以下「千住一丁目創業支援館」という。）には、次に掲げる施設を設ける。

（1） 事務所

（2） 商談・交流室

第 1 3 条第 2 項中「1 事務所につき月額 1 万 5, 0 0 0 円とする」を「別表第 3 のとおりとする」に改める。

第 2 4 条を削り、第 2 5 条を第 2 4 条とし、第 2 6 条を第 2 5 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 1 1 条関係）

施設名称	事務所番号	保証金の額
千住仲町創業支援館	1	1 1 万円
	2	
	3	1 2 万円
	4	1 1 万円
	5	
	6	1 2 万円
	7	
	8	
	9	
	1 0	
	1 1	
	1 2	
	1 3	
千住一丁目創業支援館	1	1 6 万円
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	1 0	1 4 万円

別表第 2 （第 1 2 条関係）

施設名称	事務所番号	使用料（月額）
千住仲町創業支援館	1	2 万 1 , 0 0 0 円

	2	
	3	2万5,000円
	4	2万1,000円
	5	2万2,000円
	6	2万5,000円
	7	2万4,000円
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
千住一丁目創業支援館	1	2万8,000円
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
		10

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第13条関係）

施設名称	事務所番号	共益費（月額）
千住仲町創業支援館	1	1万5,000円
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	

	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
千住一丁目創業支援館	1	2万6,000円
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	

付 則

この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この条例の施行日以後の千住一丁目創業支援館の事務所の使用に係る使用の許可その他の使用に関する手続については、施行日前に行うことができる。

（提案理由）

千住一丁目創業支援館を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。